

第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画の概要

1. 基本目標 <ふるさとを愛し、未来を拓く「いのち」輝く町民の育成> P15

基本目標の具体化

(1) ふるさとを愛する

人間は、一番身近なふるさとである親や家族の愛情のもとに、自らが「いのち」を受け継いだかけがえのない存在であることを感得します。地域の自然や人・文化・風土等の環境にも触れながら学ぶ活動を大事にし、ふるさとに学びふるさとを愛する心を大事に育てていきます。

(2) 未来を拓く

変化の激しい現代社会を人間らしく生き抜くには、『健康と体力』『豊かな人間性』『確かな学力』を育み、生涯にわたってつないでいくことが求められます。ふるさと遊佐の自然・歴史・文化・祖先の足跡に学び、持続可能な未来を拓く、心豊かなたくましい「生きる力」を育成していきます。

(3) 「いのち」輝く

「学び・自立・共生・貢献」を合言葉に、地域全体で子どもたちを育み、大人もともに育ちながら「いのち」を輝かせ、豊かな町をつくっていきます。大人も子どももふるさと遊佐に根を張り、不易と流行を見極めながら「学び」を積み上げて人格形成に務め、「いのち」の輝きを希求していきます。

2. 後期計画の策定の趣旨 <計画期間：令和5年度から令和9年度> P1

(1) 教育を取り巻く社会の動向等

- ①超スマート社会（ソサイエティ5.0）の到来 ②人口減少と少子化の進行 ③SDGs（持続可能な開発目標）に向けた学びと実践 ④コロナ禍における「新しい生活様式」への対応

(2) 遊佐町の教育環境の変化と今後求められる課題

- ①1 小学校1 中学校時代における小中一貫した教育の推進
- ②コミュニティ・スクールのこれまでの成果を生かした学社融合と地域とともにある学校づくり

(3) 計画の位置づけ

第2次教育振興基本計画（後期計画）は、教育基本法の規定に基づく本町の教育振興の施策に関する基本的な計画です。5年後に目指すべき姿として、平成29年度に策定した前期計画を継承し、成果と課題を総括しながら、教育を取り巻く社会的動向や今後求められる教育などを踏まえて見直しを行い、「後期計画」として策定しました。基本目標の具現を目指し、具体的な「施策」に取り組んでいきます。



3. 今後5年間の重点 <6つの基本的な方向性> P18

● 幼保からつなぐ小中一貫した教育の推進

- (1) 「いのち」の始まりである乳幼児期を豊かにする、家庭や園での育ちと学び
- (2) 「いのち」を大切に自尊重感を涵養する、よりよい生き方を育む学び
- (3) 互いに高め合い、夢や希望を持って未来を拓く確かな学力を育む学び

● 学社融合によるまちづくりにつなぐ学びの推進

- (4) 自然への畏敬の念や歴史・文化を未来につなぐ、ふるさとを思う心を育む学び
- (5) 地域全体で子どもたちを育み、大人もともに育つ学び
- (6) 人と人との絆を大切に、社会への貢献・持続可能な豊かなまちづくりにつなぐ学び

4. 今後5年間に取り組む16の基本施策と具体的な取り組み [施策] P20

| 基本施策 | 施策 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 乳幼児期の教育と子育て支援の推進 | 1 特色あるカリキュラムによる保育・教育の推進 2 職員研修の推進 3 給食の充実と食育の推進 4 子育て相談や研修の推進 |
| 2 コミュニティ・スクールの推進 | 1 「学校運営協議会」を生かす学校運営の推進 2 学校運営に生かす地域学校協働活動の推進 |
| 3 よりよい生き方を育む教育の推進 | 1 道徳教育の推進 2 積極的な生徒指導の推進 3 豊かな感性の涵養 4 キャリア教育の推進 5 ふるさと教育の推進 6 健康・安全教育の推進 |
| 4 確かな学力を育む教育の推進 | 1 主体的・協働的に学ぶ探究的な学習の推進 2 体験的な学習の推進 3 読書活動の推進 4 (幼保)小中一貫した教育の推進 5 特別支援教育の推進 6 運動の好きな子、体力・運動能力の育成 7 教職員のゆとり創造と研修の推進 |
| 5 変化に対応する力を育む教育の推進 | 1 外国語教育・外国語活動の推進 2 情報活用能力の育成 3 高校や大学等との連携の推進 4 環境教育の推進 |
| 6 教育環境の整備の推進 | 1 施設・設備の計画的な整備と維持管理の推進 2 通学時等の安全確保 3 放課後の居場所づくりと就学支援の推進 4 小中一貫した教育に資する環境整備の推進 5 誰一人取り残さない学びのセーフティネットの構築 |
| 7 青少年の健全育成 | 1 社会参加を促す活動の推進 2 健全育成見守り活動の推進 3 地域全体で育む活動の推進 4 いじめ防止対策の推進 |
| 8 生涯学習推進体制の整備 | 1 ネットワーク型行政による推進 2 生涯学習情報の提供の工夫と相談体制の充実 3 生涯学習施設・設備の整備と活用 |
| 9 生涯学習の基礎的環境づくり | 1 人生各期に添った学びの推進 2 読書活動の推進 3 家庭・学校・地域の連携 |
| 10 多様な生涯学習機会の提供 | 1 生きがい・仲間づくりへの支援 2 現代的な課題への学習機会の提供 |
| 11 次世代につなぐ地域活動の推進 | 1 地域教育力の向上（学び合い・教え合い） 2 地域まちづくり活動の活性化 |
| 12 うるおいに満ちた芸術文化活動の推進 | 1 芸術文化活動団体・グループの育成 2 芸術文化作品鑑賞機会の提供 3 青少年の芸術文化活動の推進 4 施設・設備の整備と活用 |
| 13 文化財等の調査・保存と継承・活用 | 1 文化財の調査・保存と活用の推進 2 民俗芸能・民俗行事の保存と継承・活用 |
| 14 歴史・文化遺産の保存と継承・活用 | 1 歴史資料や文化遺産の調査・保存と継承 2 歴史資料・文化遺産の活用 |
| 15 はつらつとした生涯スポーツ活動の推進 | 1 生涯スポーツの啓発と普及 2 関係団体等との連携と各種スポーツグループ・団体等の支援 3 指導者の発掘と活用 4 施設・設備の整備と活用 5 生涯スポーツ活動の推進 6 子どものスポーツ活動の推進 7 競技スポーツの振興 8 スポーツによる地域活動の活性化 |
| 16 確かな教育行政の推進 | 1 広報・公聴活動の推進 2 施策の点検評価の実施と効率的な業務の遂行 |

5. 計画の進行管理 <情報の発信とPDCAサイクルの実施> P52

○ 広報・公聴活動の推進

- ・町広報、インターネットを活用した情報発信と町民の思いや現場訪問・会議等での公聴活動の充実

○ 施策の点検評価の実施と効果的な業務の遂行

- ・毎年度施策の進捗状況を点検・評価し、翌年度以降の施策に反映